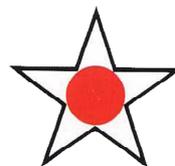


事業概要

Meat Hygiene Inspection Center
Annual Report



2023. 4～2024. 3 旭川市食肉衛生検査所

Asahikawa City

Meat Hygiene Inspection Center

目次

第1章 食肉衛生検査所の概要

1 沿革	1
2 組織	
(1) 組織機構	1
(2) 職員構成	2
3 食肉衛生検査所の設置及び行政組織等	
(1) 旭川市食肉衛生検査所条例（抜粋）	2
(2) 旭川市保健所条例施行規則（抜粋）	2
(3) 旭川市食肉衛生検査所条例施行規則（抜粋）	3
(4) 旭川市と畜場法施行条例（抜粋）	3
(5) 旭川市事務専決規程（抜粋）	4
(6) 旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則（抜粋・要約）	5
4 施設の概要	6

第2章 業務の概要

1 と畜検査	
(1) 検査頭数	7
(2) 検査結果	8
2 試験検査	
(1) 精密検査	9
(2) 残留動物用医薬品検査	9
(3) エキノコックス検査	10
(4) 微生物汚染モニタリング検査	10

3	監視指導	
(1)	と畜場における衛生管理状況の点検・指導	1 1
(2)	と畜場附帯施設の衛生対策	1 1
4	食肉衛生対策	
(1)	衛生教育の実施状況	1 2
(2)	食肉衛生に関する情報の収集・提供及び啓発状況	1 2
(3)	職員研修状況	1 2
5	証明書の発行	1 3
6	検査データの活用	1 3

第3章 統計

1	年度別検査頭数	1 4
2	月別検査頭数	1 5
3	産地別検査頭数割合	
(1)	牛・豚	1 6
(2)	子牛（1年未満）・馬・めん羊・山羊	1 7
4	と畜検査結果及び措置状況	
(1)	とさつ禁止全部廃棄	1 8
(2)	月別措置状況	1 8
(3)	一部廃棄	
ア	牛（肉用種）	1 9
イ	牛（乳用肥育）	2 0
ウ	牛（乳用その他）	2 1
エ	子牛（1年未満）	2 2
オ	馬	2 3
カ	豚	2 4
キ	めん羊・山羊	2 5
5	精密検査	2 6
6	残留動物用医薬品検査	
(1)	抗生物質	2 6
(2)	合成抗菌剤，寄生虫用剤，ホルモン剤	2 6
7	微生物汚染モニタリング検査	2 7

第1章 食肉衛生検査所の概要

A Summary of The Meat Hygiene Inspection Center

1 沿革

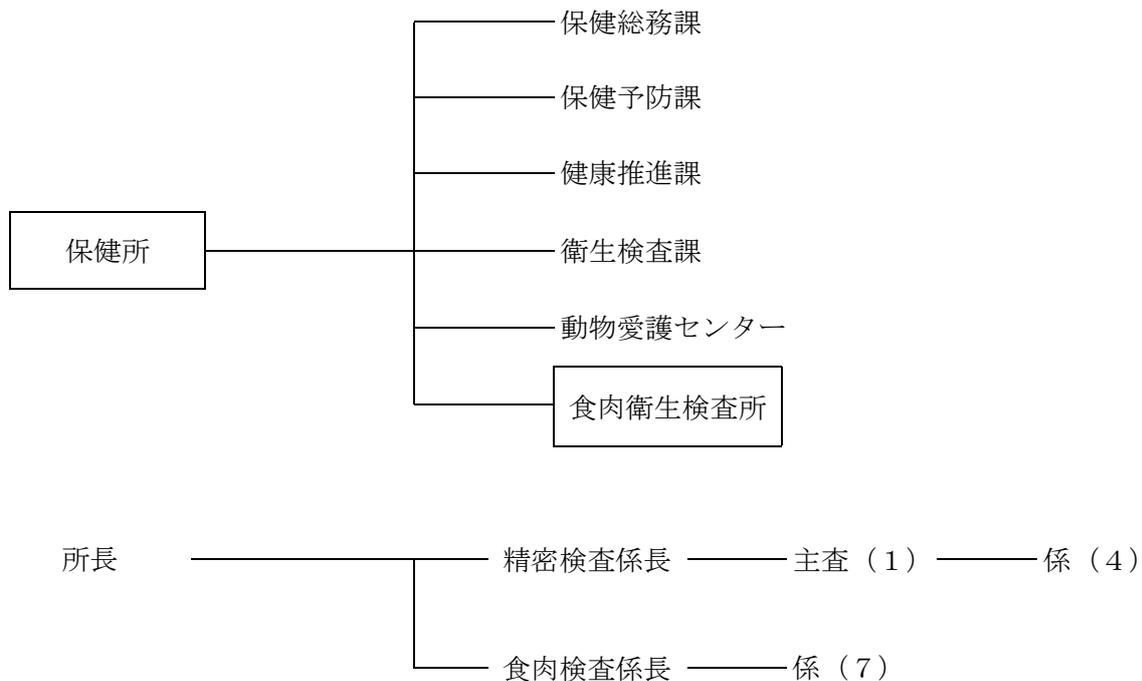
History

- 昭和 54 年 2 月 1 日 株式会社上川畜産公社（現：株式会社北海道畜産公社上川工場）上川総合食肉流通センターの開設に伴い、北海道旭川保健所旭川食肉検査事務所が設置される。
- 平成 11 年 12 月 15 日 旭川市食肉衛生検査所条例が公布される。
- 平成 12 年 4 月 1 日 旭川市の中核市移行に伴い、北海道から引き継ぎ、旭川市食肉衛生検査所（管理係、試験指導係、検査第 1 係、検査第 2 係）として業務を開始する。
- 平成 18 年 4 月 1 日 組織機構改正に伴い、試験指導係、検査第 1 係、検査第 2 係の 3 係となる。
- 平成 20 年 5 月 1 日 組織機構改正に伴い、保健所に属する第 1 種施設となる。併せて精密検査係（旧試験指導係）、食肉検査係（旧検査第 1・第 2 係の統合）の 2 係となる。

2 組織

Organization

(1) 組織機構



(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(2)職員構成

技術 (獣医師ほか)	事務	会計年度任用職員			計
		獣医師	検査補助員	管理業務員	
14	1	9	4	1	29

(令和6年4月1日現在)

3 食肉衛生検査所の設置及び行政組織等

Establishment and the Organization of the Meat Inspection Center

(1)旭川市食肉衛生検査所条例(抜粋)

(設置)

第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156号第1項の規定に基づき、食肉衛生検査所を設置する。

(名称等)

第2条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
旭川市食肉衛生検査所	旭川市東鷹栖6線12号	本市の区域

(2)旭川市保健所条例施行規則(抜粋)

(組織)

第3条 旭川市保健所(以下「保健所」という。)に次の課及び係を置く。

保健総務課

保健予防課 保健予防係、感染症対策係

健康推進課

衛生検査課 生活衛生係、食品保健係、試験検査係

2 保健所に属する施設(以下「第1種施設」という。)は、次のとおりとし、その分掌する事務は、別に定めるところによる。

第1種施設

保健所 動物愛護センター、食肉衛生検査所

(3)旭川市食肉衛生検査所条例施行規則(抜粋)

(組織)

第2条 旭川市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)に次の係を置く。
精密検査係
食肉検査係

(分掌事務)

第5条 検査所は、次の事務を分掌する。

精密検査係

- (1) 検査所の管理及び庶務に関すること。
- (2) 試験及び検査に関すること。
- (3) 調査及び研究に関すること。
- (4) 依頼検査に関すること。
- (5) と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理場を除く。)の衛生管理に関すること。
- (6) 食肉衛生に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (7) 関係機関及び団体等との連携に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 食肉衛生に係る職員研修に関すること。

食肉検査係

- (1) と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく許認可に関すること。
- (2) 獣畜のと畜検査に関すること。
- (3) 病畜のと畜検査に関すること。
- (4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく許認可(認定小規模食鳥処理場に係るものを除く。)に関すること。
- (5) 食鳥検査に関すること。
- (6) と畜場における食品衛生に関すること。
- (7) と畜場における食品表示に関すること。
- (8) と畜場における食品の輸出に関すること。
- (9) と畜場における使用水の衛生に関すること。
- (10) と畜場における汚水及び汚物処理施設の監視指導に関すること。
- (11) と畜場における化製場等の衛生に関すること。
- (12) と畜場におけるねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。

(4)旭川市と畜場法施行条例(抜粋)

(手数料)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

(1)～(2)省略

(3)とさつ又は解体の検査を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ当該区分に掲げる額

ア 牛(生後1年以上)	1頭につき	1,200円
イ 牛(生後1月以上1年未満)	1頭につき	1,000円
ウ 牛(生後1月未満)	1頭につき	400円
エ 馬(生後1年以上)	1頭につき	1,200円
オ 馬(生後1年未満)	1頭につき	1,000円
カ 豚	1頭につき	400円
キ めん羊	1頭につき	400円
ク 山羊	1頭につき	400円

(令和2年4月1日から施行)

(5)旭川市事務専決規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長の権限に属する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 専決 省略

(2) 部長 部及びこれに相当する組織（議会事務局及び会計課を含む。）の長並びに担当部長をいう。

(3) 課長 課及びこれに相当する組織（議会事務局の各課を含む。）の長並びに担当課長をいう。

(4) , (5) 省略

(専決事項)

第4条 市長及び専決者の決裁事項及び専決事項は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。ただし、議会事務局の職員（市長の併任発令を受けた職員に限る。）にあっては、別表第3のとおりとする。

2 専決者は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられていない事項であっても専決に属する事務については、これを専決することができる。

別表第2

個別専決事項

7 保健所

組織名	事項	決裁区分					
		専決者				市長	
		係長	課長	保健所長	副市長		
食肉衛生検査所	1	と畜場の設置の許可等					○
	2	処理する獣畜の種類及び頭数の制限					○
	3	食鳥処理業(認定小規模処理業を除く。)の許可, 許可の取消し, 停止命令等					○

(6)旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則(抜粋・要約)

(食肉衛生検査所長への委任事務)

第3条 次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。

法令・条項	事務名
と畜場法	
第7条第6項	衛生管理責任者の配置及び変更の届出の受理
第8条	衛生管理責任者の解任命令
第10条第2項	作業衛生責任者の配置及び変更の届出の受理,並びに解任の命令
第13条第1項第1号	自己消費のための獣畜のとさつの届出の受理
第13条第3項	と畜場外でのとさつ又は解体する場合の場所等の指示
第14条第1項	獣畜のとさつ前の検査
第14条第2項	獣畜の解体前の検査
第14条第3項	獣畜の解体後の検査
第14条第4項	特に検査を必要としないものの認定
第16条	検査の結果に基づく公衆衛生上必要な措置
第17条第1項	設置者からの報告の徴収,と畜場への立入検査
第18条第1項	と畜場施設の使用制限又は停止の命令
第18条第2項	とさつ又は解体の停止,禁止の命令
と畜場法施行令	
第4条第2号	と畜場以外の場所でのとさつの許可(許可に限る。)
と畜場法施行規則	
第12条第3項第3号	持ち出された獣畜の肉等が焼却されたことの報告の受理
旭川市と畜場法施行条例	
第3条	と畜場完成届の受理
第8条	と畜場の休止,廃止,再開の届出の受理
食品衛生法(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第28条第1項	営業者からの報告の徴収等
第30条第2項	食品衛生監視員に対する監督指導命令
第59条	食品等の廃棄,必要な措置の命令,許可の取消
化製場等に関する法律(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第6条第1項	報告の徴収及び立入検査(第8条の準用を含む。)
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第9条	設備基準不適合の場合の事業の全部又は一部の停止(許可の取消を除く。)
第15条第1項	生体検査
第15条第2項	内臓摘出前のとたいの体表状況の検査(脱羽後検査)
第15条第3項	内臓及び中抜とたいの内側面状況の検査(内臓摘出後検査)
第17条第1項	持ち出しの禁止
第20条	内臓の摘出等の禁止,消毒,廃棄等の措置
第35条第1項	指定検査機関の業務休止等の場合の食鳥検査の実施
第37条第1項	食鳥処理衛生管理者等からの報告の徴収
第38条第1項	食鳥処理場への立入検査,質問,取去
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第27条第2項	食鳥検査申請書の受理
第46条	報告事項及び理由・制限の通知
旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第11条第1項	届出食肉販売業者届出済票の交付
第12条第1項	食鳥処理事業許可証又は届出食肉販売業者届出済票の再交付
第12条第4項	返納された許可証又は届出済票の受理
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第15条第2項	輸出証明書の発行
第16条第2項	適合区域の指定
第16条第3項	適合区域の適合確認
第16条第4項	適合区域の指定取消及び変更
第16条第5項	適合区域の指定等に係る国への報告義務
第17条第2項	適合施設の認定
第17条第4項	適合施設の適合確認
第17条第5項	適合施設の認定取消
第17条第6項	適合施設の認定等に係る国への報告義務(第53条第6項の準用を含む。)
第53条第2項	適合施設からの報告の徴収,物件の提出要求
第53条第5項	輸出証明書発行及び適合施設認定の取消要件
食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第7条第1項	食品関連事業者に対する指示,その公表等
第7条第2項	食品関連事業者に対する指示,その公表等
第7条第3項	事務を行った場合の国への報告義務
第7条第4項	国からの通知の受領
第7条第5項	国からの通知の受領
第7条第6項	事務を行った場合の国への報告義務
第7条第7項	国との連携に関すること

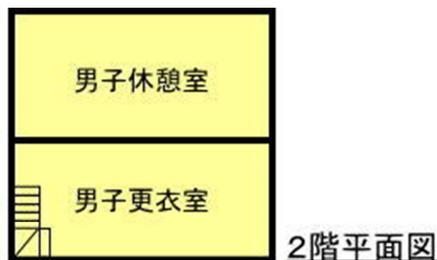
4 施設の概要

Location and Floor Plan

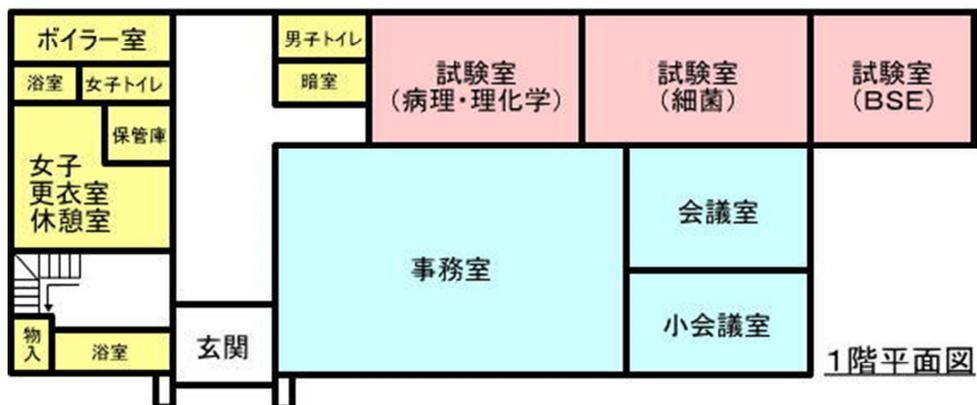
所在地 旭川市東鷹栖6線12号
 敷地面積 845.00㎡
 庁舎の構造・面積 木造モルタル・417.65㎡



【位置図】



2階平面図



1階平面図

【建物平面図】

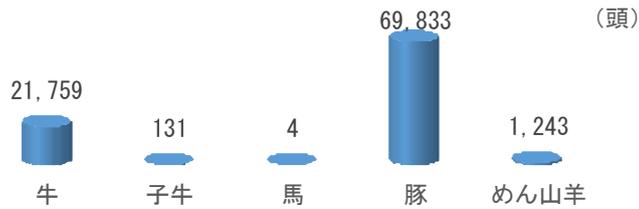
第2章 業務の概要 Results

1 と畜検査

Meat Inspection

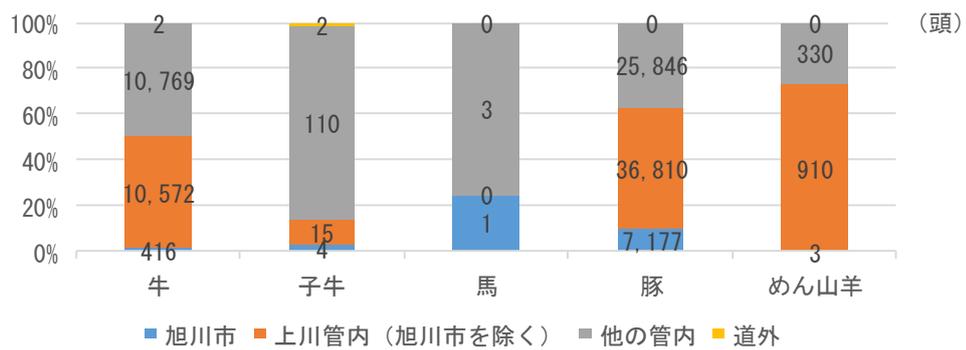
(1) 検査頭数 総検査頭数 92,970 頭 (小動物換算 136,672 頭)

① 令和5年度畜種別検査頭数

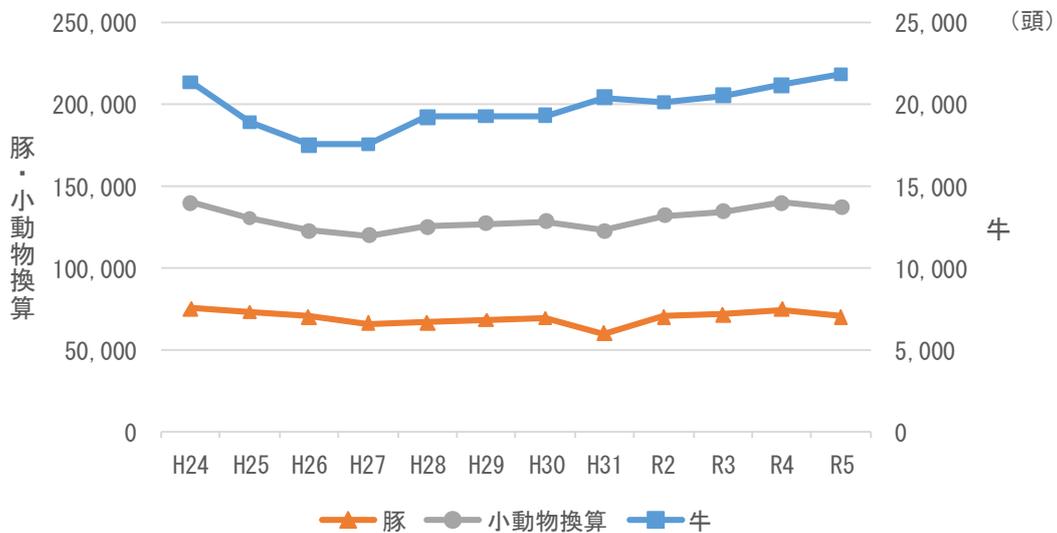


※子牛とは生後1年未満の牛をいう。

② 生産地別検査頭数割合

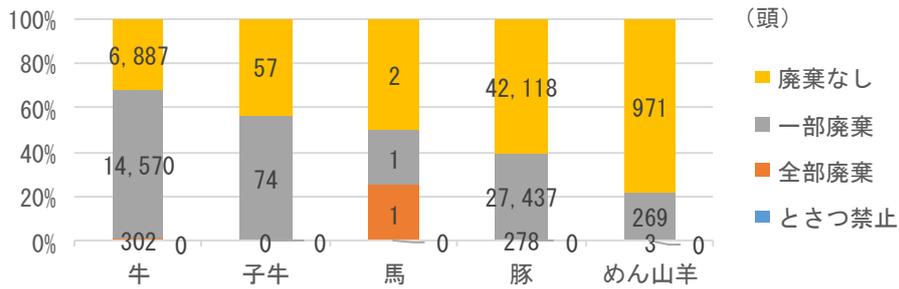


③ 年度別検査頭数割合

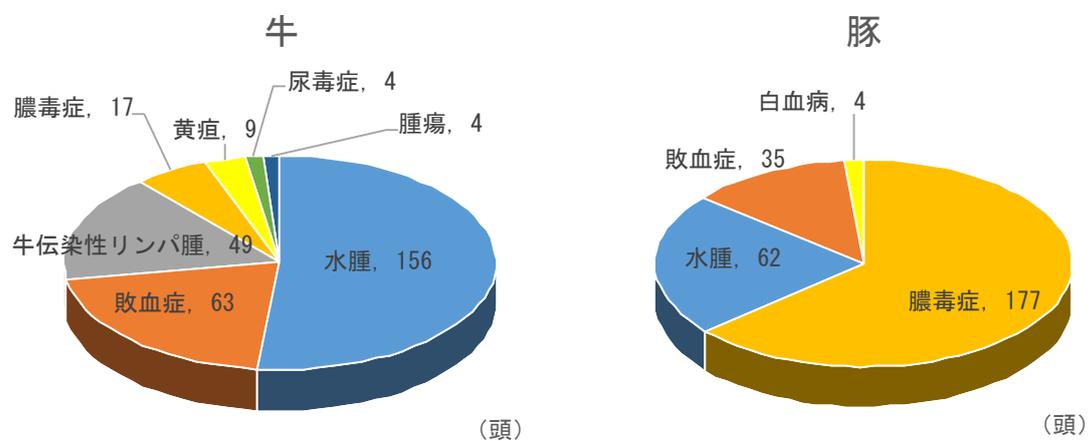


(2) 検査結果

① 検査措置状況



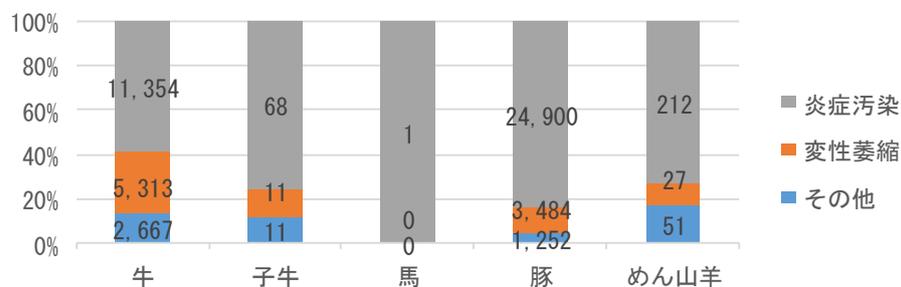
② 全部廃棄原因内訳 (牛・豚)



全部廃棄頭数 302 頭
 廃棄率 1.39%

全部廃棄頭数 278 頭
 廃棄率 0.40%

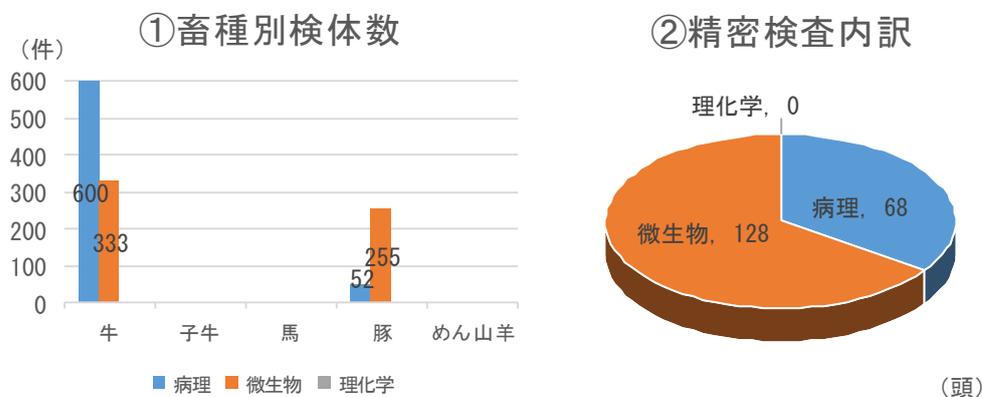
③ 一部廃棄原因内訳



2 試験検査

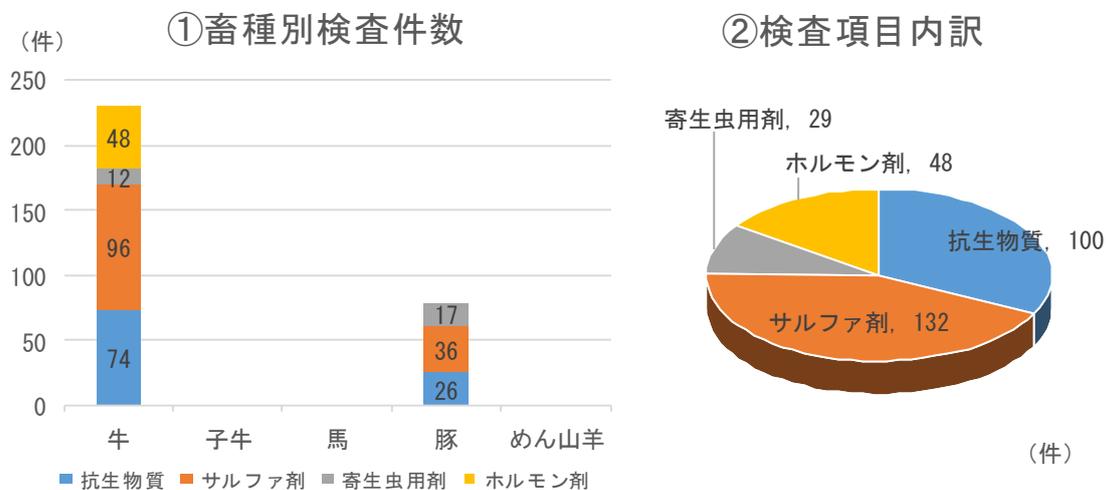
Laboratory for investigating pathogens

(1) 精密検査 検体数 1,240 件 (検査頭数 136 頭)



(2) 残留動物用医薬品検査 検査件数 333 件 (検査頭数 50 頭)

- 残留を疑った獣畜については、随時検査を実施しています。
- 検査結果は、全頭不検出又は基準値以下でした。



※ホルモン剤： α トレンボロン， β トレンボロン

※寄生虫用剤：チアベンダゾール，イベルメクチン

※サルファ剤：スルファジミジン，スルファモノメトキシシ，スルファジメトキシシ，スルファキノキサリン

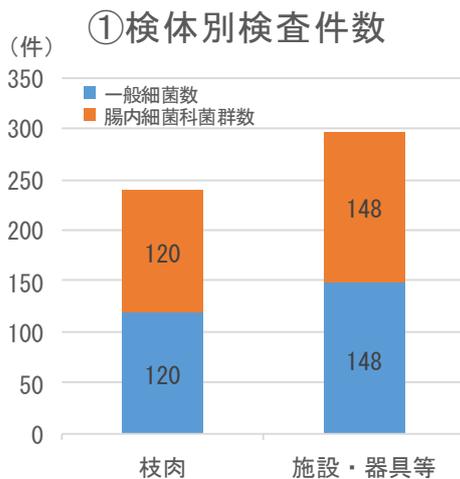
(3) エキノコックス検査

「旭川市エキノコックス症対策実施要領」に定める媒介動物対策に基づき、エキノコックス検査を実施しています。令和5年度は、豚65頭の肝臓からエキノコックスが見つかりました。

畜種	発生豚舎数	発生頭数
豚	12戸 (新発豚舎1戸)	65頭

(4) 微生物汚染モニタリング検査 検査件数 536件 (検体数 268件)

と畜場の衛生管理状況を把握し、食肉の微生物汚染を防止するため、施設・器具等及び枝肉について定期的にモニタリング検査を実施しています。



3 監視指導

Guidance and Monitoring

(1) と畜場の衛生対策

① と畜場における衛生管理状況の点検・指導 実施回数 306回

と畜場の衛生管理状況について、外部検証を行いました。現場検査及び記録検査の実施状況は表のとおりで、特定危険部位の分別管理を含む現場検査については、全てのと畜場の開場日に実施しました。

検査項目		実施回数
現場検査	作業前検査	49回
	作業中検査	245回
記録検査		12回

(2) と畜場付帯施設の衛生対策 実施回数 21回

と畜場における食品・環境衛生水準向上のため、計画的に付帯施設の監視指導を実施しました。また、と畜場外の清掃・保守整備状況等の点検を実施し、苦情・事故の発生防止に努めています。

監視・点検・確認内容	回数
飲食店(食堂)	2
食肉処理施設	5
食品の冷凍冷蔵庫	5
食用油脂製造施設	1
給水施設	2
廃水処理施設	2
化製場等	2
と畜場周辺的环境パトロール	2

4 食肉衛生対策

Measure for Keeping the Meat in Sanitary Condition

(1) 衛生教育の実施状況

研 修 会 名	回数(回)	受講人数(人)
医大生研修	1	100
獣医学生インターンシップ	1	1
食肉衛生講習会	2	76
出前講座	2	55
体験型食肉衛生検査実習	3	6
JICA 保健行政研修	1	9

(2) 食肉衛生に関する情報の収集・提供状況

生産から加工，流通，消費に至る食肉衛生と品質管理の向上を図るため，関係機関と連携して情報の収集及び提供を行っています。

会 議 名	開催月	連携機関	参加人数(人)
食肉検査・臨床獣医師交流研修会	8月	NOSAI 臨床獣医師	23
食肉・家畜衛生連絡会議	9月	上川家畜保健衛生所	14

(3) 職員研修状況

職員の資質の向上を図るため，職場内研修を実施しています。

研 修 会 名	回数(回)	受講人数(人)
保健所新任職員研修	1	3
所内研修会	2	9
炭疽検査研修	1	4

5 証明書の発行

Issuing of Certificate

- (1) 豚原皮 : 22 件 (50,402 頭分)
- (2) 豚腓臓 : 6 件 (48,376 頭分)
- (3) 牛原皮 : 6 件 (900 頭分)
- (4) 牛肉 : 1 件
- (5) 豚肉 : 53 件

6 検査データの活用

Feedback of Meat Inspection Data

生産者が食肉検査データを活用することにより、生産性の向上と健康な家畜の生産に役立てることを目的として、検査結果に基づき疾病の発生状況などを整理・分析し、個別にデータを還元しています。

データ還元

生産者数 : 22 戸

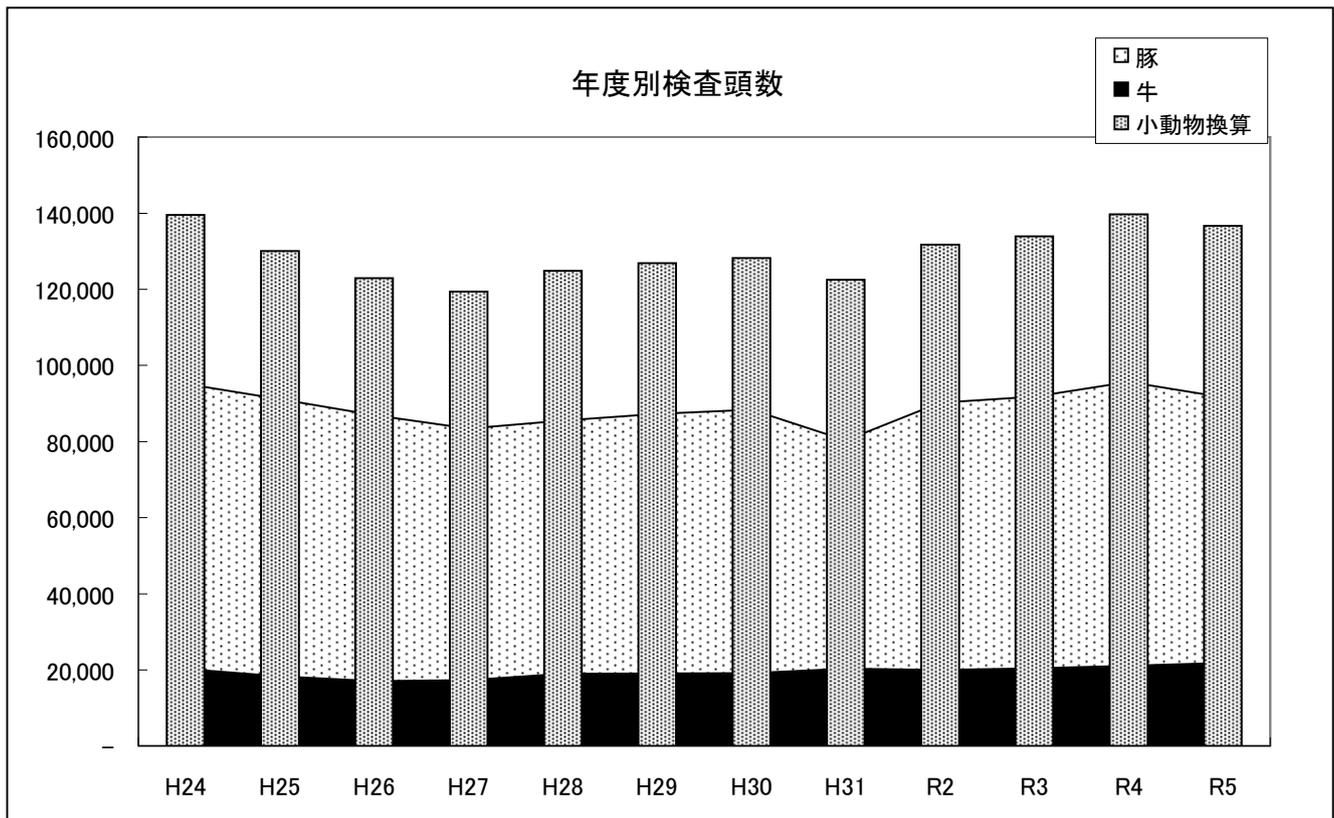
還元回数 : 166 回

第3章 統計 Statistics

1 年度別検査頭数

Annual Data of Inspected Livestock

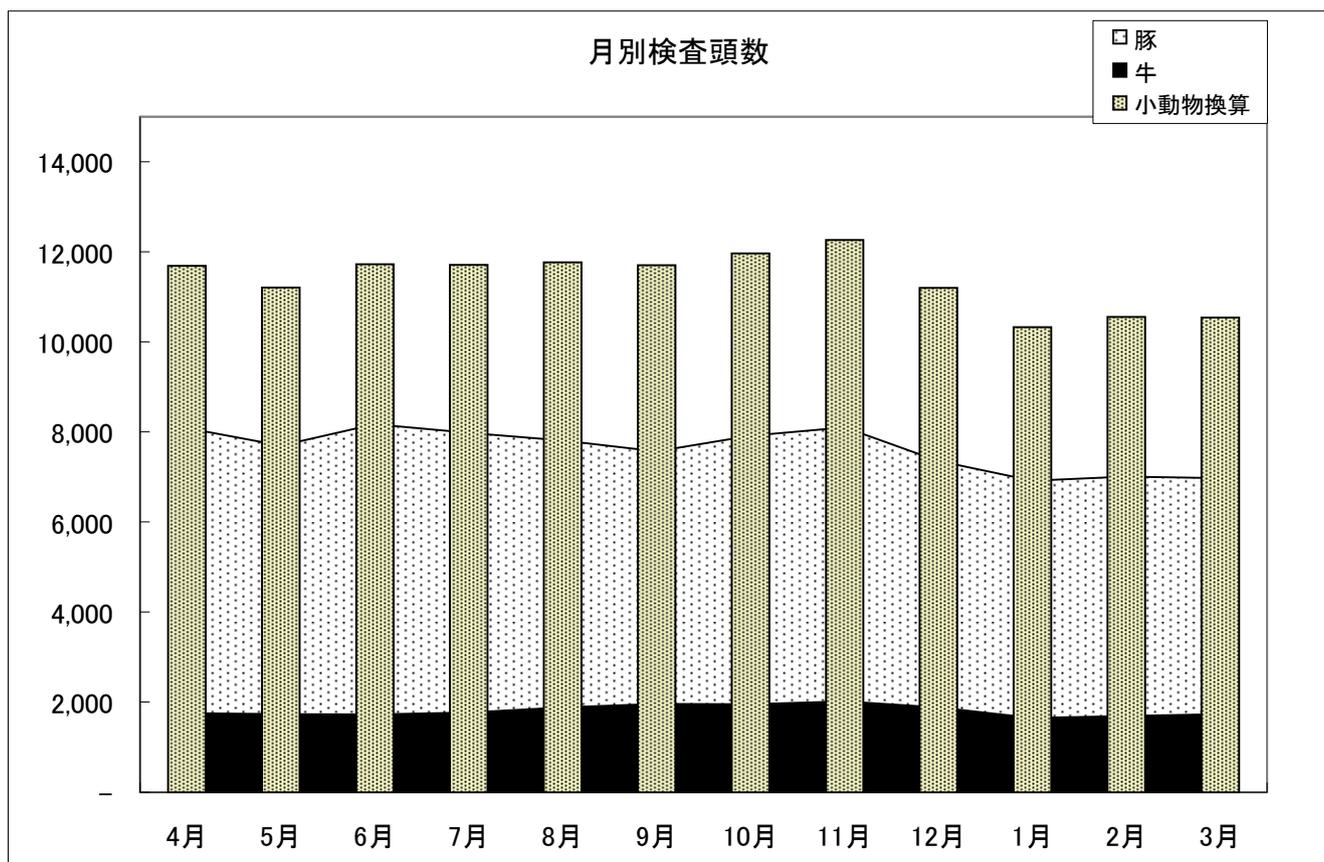
畜種 年度	牛				子牛		馬		豚	めん羊	山羊	合計	小動物換算	検査日数
	肉用種	乳用種		計	1ヶ月以上 1年未満	1ヶ月未満	大	小						
		乳用肥育	乳用他											
H24	4,618	6,596	9,014	20,228	577	495	9	-	74,932	1,588	38	97,867	139,495	248
H25	4,161	6,550	7,618	18,329	265	238	8	-	72,783	1,179	1	92,803	130,007	246
H26	4,653	6,069	6,309	17,031	209	228	5	1	69,899	1,093	3	88,469	122,961	247
H27	4,711	6,555	6,078	17,344	120	42	4	-	66,051	950	-	84,511	119,447	246
H28	4,639	8,060	6,334	19,033	93	34	5	-	66,459	975	-	86,599	124,861	245
H29	4,918	8,228	5,964	19,110	87	11	3	-	68,163	1,016	18	88,408	126,808	245
H30	5,033	7,996	6,170	19,199	60	15	4	-	69,163	1,257	2	89,700	128,226	244
H31	5,423	7,986	6,862	20,271	65	16	4	-	60,006	1,458	5	81,825	122,505	242
R2	5,661	7,511	6,817	19,989	70	12	3	-	70,217	1,326	4	91,621	131,745	244
R3	6,144	7,114	7,113	20,371	79	8	5	-	71,385	1,211	6	93,065	133,975	244
R4	6,281	7,028	7,811	21,120	118	141	2	-	74,551	1,262	12	97,206	139,686	245
R5	6,356	7,943	7,460	21,759	88	43	4	-	69,833	1,236	7	92,970	136,672	245



2 月別検査頭数

Monthly Data of Inspected Livestock

畜種 月	牛				子牛		馬		豚	めん羊	山羊	合計	小動物換算	検査日数
	肉用種	乳用種		計	1ヶ月以上 1年未満	1ヶ月未満	大	小						
		乳用肥育	乳用他											
4	460	628	669	1,757	4	6	-	-	6,334	61	-	8,162	11,684	20
5	517	654	558	1,729	1	-	1	-	5,969	48	1	7,749	11,211	20
6	491	668	562	1,721	10	1	-	-	6,446	87	-	8,265	11,727	22
7	537	692	543	1,772	8	3	-	-	6,207	163	3	8,156	11,716	20
8	479	700	705	1,884	5	8	-	-	5,926	167	-	7,990	11,768	21
9	535	693	728	1,956	20	9	-	-	5,617	149	-	7,751	11,703	20
10	571	711	673	1,955	10	5	-	-	5,956	114	-	8,040	11,970	21
11	647	690	682	2,019	7	1	-	-	6,086	101	-	8,214	12,266	23
12	636	667	583	1,886	2	2	-	-	5,472	63	1	7,426	11,202	21
1	504	618	529	1,651	6	1	1	-	5,265	87	1	7,012	10,328	18
2	461	631	601	1,693	13	3	1	-	5,317	112	-	7,139	10,553	19
3	518	591	627	1,736	2	4	1	-	5,238	84	1	7,066	10,544	20
合計	6,356	7,943	7,460	21,759	88	43	4	-	69,833	1,236	7	92,970	136,672	245



3 産地別検査頭数割合

The Number of Checked Livestock by Location

(1) 牛・豚

畜種 産地	牛								豚	
	肉用種		乳用肥育		乳用その他		合計		頭数	%
	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%		
旭川市	98	1.5	256	3.2	62	0.8	416	1.9	7,177	10.3
士別市	830	13.1	1,665	21.0	112	1.5	2,607	12.0	755	1.1
名寄市	2	0.0	-	-	58	0.8	60	0.3	13,236	19.0
富良野市	7	0.1	1	0.0	636	8.5	644	3.0	6,310	9.0
鷹栖町	35	0.6	-	-	6	0.1	41	0.2	-	-
東神楽町	5	0.1	-	-	50	0.7	55	0.3	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	19	0.0
比布町	-	-	-	-	4	0.1	4	0.0	-	-
愛別町	164	2.6	10	0.1	-	-	174	0.8	-	-
上川町	7	0.1	435	5.5	95	1.3	537	2.5	2,317	3.3
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	566	8.9	2,136	26.9	426	5.7	3,128	14.4	9,344	13.4
上富良野町	2,597	40.9	-	-	109	1.5	2,706	12.4	4,829	6.9
中富良野町	7	0.1	1	0.0	24	0.3	32	0.1	-	-
南富良野町	-	-	-	-	18	0.2	18	0.1	-	-
占冠村	-	-	-	-	17	0.2	17	0.1	-	-
和寒町	1	0.0	-	-	20	0.3	21	0.1	-	-
剣淵町	-	-	-	-	15	0.2	15	0.1	-	-
下川町	3	0.0	-	-	101	1.4	104	0.5	-	-
美深町	118	1.9	143	1.8	123	1.6	384	1.8	-	-
音威子府村	-	-	-	-	1	0.0	1	0.0	-	-
中川町	2	0.0	-	-	12	0.2	14	0.1	-	-
幌加内町	4	0.1	-	-	6	0.1	10	0.0	-	-
上川管内	4,446	69.9	4,647	58.5	1,895	25.4	10,988	50.5	43,987	63.0
石狩管内	39	0.6	-	-	4	0.1	43	0.2	842	1.2
渡島管内	2	0.0	-	-	-	-	2	0.0	-	-
檜山管内	2	0.0	-	-	-	-	2	0.0	-	-
後志管内	-	-	-	-	1	0.0	1	0.0	2,536	3.6
空知管内	351	5.5	1	0.0	84	1.1	436	2.0	12,887	18.5
留萌管内	131	2.1	795	10.0	1,161	15.6	2,087	9.6	1,080	1.5
宗谷管内	602	9.5	9	0.1	3,819	51.2	4,430	20.4	8	0.0
オホーツク管内	709	11.2	1,746	22.0	375	5.0	2,830	13.0	1,193	1.7
胆振管内	7	0.1	-	-	-	-	7	0.0	1,927	2.8
日高管内	5	0.1	-	-	3	0.0	8	0.0	2,656	3.8
十勝管内	53	0.8	744	9.4	21	0.3	818	3.8	2,717	3.9
釧路管内	2	0.0	1	0.0	24	0.3	27	0.1	-	-
根室管内	6	0.1	-	-	72	1.0	78	0.4	-	-
他管内	1,909	30.0	3,296	41.5	5,564	74.6	10,769	49.5	25,846	37.0
道外	1	0.0	-	-	1	0.0	2	0.0	-	-
合計	6,356	100.0	7,943	100.0	7,460	100.0	21,759	100.0	69,833	100.0

(2) 子牛(1年未満)・馬・めん羊・山羊

生産地	子牛						馬		めん羊・山羊	
	1ヶ月以上1年未満		1ヶ月未満		合計		頭数	%	頭数	%
	頭数	%	頭数	%	頭数	%				
旭川市	4	4.5	-	-	4	3.1	1	25.0	3	0.2
士別市	-	-	-	-	-	-	-	-	664	53.4
名寄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富良野市	-	-	1	2.3	1	0.8	-	-	3	0.2
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東神楽町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	1	1.1	-	-	1	0.8	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	7	8.0	1	2.3	8	6.1	-	-	1	0.1
上富良野町	2	2.3	-	-	2	1.5	-	-	-	-
中富良野町	1	1.1	1	2.3	2	1.5	-	-	-	-
南富良野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
占冠村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和寒町	-	-	-	-	-	-	-	-	100	8.0
剣淵町	1	1.1	-	-	1	0.8	-	-	-	-
下川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美深町	-	-	-	-	-	-	-	-	141	11.3
音威子府村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中川町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1
幌加内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川管内	16	18.2	3	7.0	19	14.5	1	25.0	913	73.5
石狩管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
渡島管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜山管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
後志管内	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0.2
空知管内	7	8.0	-	-	7	5.3	-	-	79	6.4
留萌管内	7	8.0	3	7.0	10	7.6	-	-	235	18.9
宗谷管内	52	59.1	37	86.0	89	67.9	-	-	4	0.3
オホーツク管内	-	-	-	-	-	-	3	75.0	9	0.7
胆振管内	4	4.5	-	-	4	3.1	-	-	-	-
日高管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十勝管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釧路管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
根室管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他管内	70	79.5	40	93.0	110	84.0	3	75.0	330	26.5
道外	2	2.3	-	-	2	1.5	-	-	-	-
合計	88	100.0	43	100.0	131	100.0	4	100.0	1,243	100.0

4 と畜検査結果及び措置状況

Preventative Slaughtering and Discarding of Carcass

(1) とさつ禁止・全部廃棄

畜種 疾病名	牛		子牛(1年未満)		馬		豚		めん山羊		合計	
	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄
敗血症	-	63	-	-	-	-	-	35	-	-	-	98
膿毒症	-	17	-	-	-	-	-	177	-	-	-	194
高度の水腫	-	156	-	-	-	-	-	62	-	3	-	221
尿毒症	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
高度の黄疸	-	9	-	-	-	1	-	-	-	-	-	10
豚丹毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牛伝染性リンパ腫	-	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49
白血病	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
腫瘍	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
熱性諸症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	302	0	0	0	1	0	278	0	3	0	584

(2) 月別措置状況

措置 月	とさつ禁止・全部廃棄頭数					一部廃棄頭数				
	牛	子牛 (1年未満)	馬	豚	めん山羊	牛	子牛 (1年未満)	馬	豚	めん山羊
4	23	-	-	22	-	1,180	8	-	2,775	9
5	31	-	-	18	1	1,132	1	-	2,503	18
6	41	-	-	19	-	1,089	7	-	2,617	18
7	29	-	-	24	1	1,165	7	-	2,490	24
8	29	-	-	11	-	1,340	6	-	2,559	44
9	35	-	-	24	-	1,358	12	-	2,273	36
10	26	-	-	16	-	1,330	8	-	2,237	31
11	14	-	-	26	1	1,404	7	-	2,243	30
12	17	-	-	24	-	1,200	2	-	1,933	9
1	15	-	-	28	-	1,096	4	1	1,778	13
2	20	-	1	39	-	1,124	8	-	1,983	18
3	22	-	-	27	-	1,152	4	-	2,046	19
合計	302	0	1	278	3	14,570	74	1	27,437	269

5 精密検査

Inspection Results of Laboratory

畜種	項目	頭数	検体数	内 訳			検査後措置		
				病 理	微生物	理化学	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛		86	933	600	333	-	-	76	10
子牛		-	-	-	-	-	-	-	-
馬		-	-	-	-	-	-	-	-
豚		50	307	52	255	-	-	37	13
めん山羊		-	-	-	-	-	-	-	-
計		136	1,240	652	588	0	0	113	23

6 残留動物用医薬品検査

Results of Antibacterial Residue Test

(1) 抗生物質

畜種	項目	頭数	検体数	陽性頭数
牛		37	74	-
		37	74	-
子牛		-	-	-
		-	-	-
馬		-	-	-
		-	-	-
豚		13	26	-
		13	26	-
めん山羊		-	-	-
		-	-	-
計		50	100	0
		50	100	0

① 検査方法は簡易検査法と系統別推定法の併用

② 下段はモニタリング検査の再掲

③ 検査結果
全て陰性又は基準値以下

(2) 合成抗菌剤, 寄生虫用剤, ホルモン剤

畜種	項目	頭数	検体数	件数	陽性頭数
牛		12	36	156	-
		12	36	156	-
子牛		-	-	-	-
		-	-	-	-
馬		-	-	-	-
		-	-	-	-
豚		13	29	53	-
		13	29	53	-
めん山羊		-	-	-	-
		-	-	-	-
計		25	65	209	0
		25	65	209	0

① 検査方法はHPLCによる一斉分析法

② 下段はモニタリング検査の再掲

③ 検査結果
全て陰性又は基準値以下

7 微生物汚染モニタリング検査 Evaluation of Microbial Control Practices

畜種 項目	検体数	内 訳		延 件 数
		一般細菌	腸内細菌科 菌群数	
枝 肉	120	120	120	240
施設・手指	148	148	148	296
計	268	268	268	536